

## 豊橋市使用済自動車再資源化等の不適正処理に係る行政処分要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づく不利益処分（以下「行政処分」という。）を行うに当たっての基準等を定めることより、使用済自動車の再資源化等の不適正処理に係る行政処分の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 関連事業者 引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者（法第2条第17項）をいう。
- (2) 登録業者 引取業者又はフロン類回収業者（法第42条第1項、法第53条第1項）をいう。
- (3) 許可業者 解体業者又は破砕業者（法第60条第1項、法第67条第1項）をいう。
- (4) 勧告 関連事業者に対し、期限を定めて是正措置を勧告すること（法第20条第1項、法第20条第2項、法第90条第1項）をいう。
- (5) 命令 正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合において、関連事業者に対し、期限を定めて是正措置を命令すること（法第20条第3項、法第90条第3項）をいう。
- (6) 事業の停止命令 関連事業者に対し、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令すること（法第51条第1項、第58条第1項、第66条第1項、第72条）をいう。
- (7) 事業の登録の取消し 引取業者又はフロン類回収業者の登録を取り消すこと（法第51条第1項、第58条第1項）をいう。
- (8) 事業の許可の取消し 解体業者又は破砕業者の許可を取り消すこと（法第66条第1項、第72条）をいう。
- (9) 違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為をいう。
- (10) 都道府県等 都道府県及び保健所を設置する市をいう。

(行政処分の種類)

第3条 この要綱において行政処分とは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第20条第3項又は第90条第3項に規定する関連事業者に対する命令
- (2) 法第51条第1項に規定する引取業者の登録の取消し又は事業の停止命令
- (3) 法第58条第1項に規定するフロン類回収業者の登録の取消し又は事業の停止命令
- (4) 法第66条第1項に規定する解体業者の許可の取消し又は事業の停止命令
- (5) 法第72条に規定する破碎業者の許可の取消し又は事業の停止命令

(行政処分の基準)

第4条 関連事業者に係る行政処分の基準は別表のとおりとする。

(瑕疵による登録又は許可の取消し)

第5条 法に基づく欠格要件に該当する申請者に対して瑕疵による登録又は許可が行われたことが、事後的に、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかになった場合は、当該登録又は許可を職権により取り消すものとする。

(処分の加重軽減)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める処分内容に加重して処分することができる。

- (1) 過去に法又は法に基づく行政処分に違反して刑事処分又は行政処分を受けたことがある者
- (2) 大量の使用済自動車に係る再資源化又は廃棄物処理に係る違反行為を行った者
- (3) 生活環境の保全上支障を生じさせた者
- (4) その他加重するに足りる相当の理由があると認められる者

2 次の各号すべてに該当する事項を斟酌して、別表に定める処分内容を軽減して処分することができる。

- (1) 違反行為後、速やかに自ら適切な改善措置を講じたとき。
- (2) 改悛の情が著しいとき。
- (3) 生活環境の保全上支障を生じさせなかったとき。

(手続)

第7条 行政処分の手続は、行政手続法(平成5年法律第88号)行政処分の指針(平

成 17 年 8 月 12 日環廃産発第 050812003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針(平成 17 年 5 月 9 日経済産業省製造産業局自動車課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室事務連絡)、豊橋市行政手続条例(平成 9 年豊橋市条例第 1 号)及び豊橋市聴聞手続規則(平成 6 年豊橋市規則第 55 号)に定める手順により行うものとする。

(公表)

第 8 条 行政処分を行ったときは、被処分者名、処分の内容、処分理由、根拠条文等を公表するものとする。

(関係都道府県等との協議)

第 9 条 行政処分を受ける者が他の都道府県等から許可を受けている場合には、必要に応じて、関係する都道府県等と処分の内容及び時期について協議するものとする。

(関係機関への通知)

第 10 条 登録業者に対し、登録の取消し又は瑕疵による登録の取消しをしたときは、その事実を環境省及び都道府県等に通知するものとする。

2 許可業者に対し、許可の取消し又は瑕疵による許可の取消しをしたときは、その事実を環境省及び都道府県等に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。